

Destination Thailand ビザ (DTV)

来館前に、必ず事前予約【VABO】www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも10日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国目的	●タイを拠点にリモートワークで仕事をする (デジタルノマド、フリーランス) ●長期間ムエタイ、格闘技、タイ料理を学ぶコースに参加するスポーツトレーニング、メディカルトリートメント、セミナー、ミュージックフェスティバルに長期で参加する場合 ●DTVビザ保有者の配偶者もしくはその子ども	入国回数	マルチプル (入国回数制限なし)
		ビザ有効期限	発行日から5年
		ビザ申請料金	52,000円 (現金のみ)
		入国後の滞在可能期間	タイへ入国した日から180日 (1回の入国につき) ※入国後、1度のみタイ入国管理局にてさらに180日の滞在期間の延長申請可能
注意事項	● 日本国籍の方、もしくは日本の永住権を持つ外国籍の方 ● タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請することができます。 ● 一旦受理した書類は一切返却致しません。 ● ビザ申請料は返金できません。 ● 下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。 ● 総領事館は追加の書類を依頼することがあります。また、申請者が全ての書類を揃えていても、総領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。 ● ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。 ● 詐称、虚偽の申請、また不適切な言動（マナー違反）等は永久に申請不適合となります。		

必要書類

1. パスポート原本とコピー

- 有効期限が6か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
- コピーはデータ面（顔写真・パスポート番号記載・所持者サイン記載面）をA4サイズで取ること

2. 申請書 (Application for Visa) [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 1 枚 申請書に貼り付けてください

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

4. 経歴書 [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

5. 身元保証書 (Guarantee Letter) [[PDF](#)]

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住(外国籍の場合は永住権所持者)申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に総領事館から連絡ができる日本在住の者
- 英文身元保証書の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピーを提出すること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書のコピーに必ず英文身元保証書に署名したものと同一の自筆の署名をすること
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートのコピーと在留カード(永住者のみ)のコピーを提出すること

6. 航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書コピー

- 申請者名、便名、タイ入国日時、予約番号が明記されていること

7. 英文の銀行残高証明書 原本

- 申請日に 50 万バーツ相当以上の残高があること
- 発行から 1 か月以内のもの(最新の残高が確認できること)
- 預金通帳のコピーは使用できません

8. タイ滞在期間中の滞在先を証明する、以下 8.1-8.4 の該当する書類

8.1. 支払い済みのホテル予約確認書

8.2. アパート、マンション、コンドミニウム所有者は、所有権利書のコピー

8.3. アパート、マンション、コンドミニウムを賃貸している者は、賃貸借契約書のコピーと家主の身分証明書コピー

8.4. タイ滞在中の友人/家族宅へ滞在する場合、以下 A-C の該当する全ての書類

- A.** タイ滞在中の友人・家族からの手紙(内容には、手紙の作成者名、ビザ申請者との関係性、滞在先住所、滞在期間、連絡先、作成者の直筆サインが記載されていること。)
- B.** タイ滞在中の友人/家族名義のアパートやコンドミニウムの賃貸借契約書 もしくは 所有権利書のコピー
- C.** タイ滞在中の友人/家族の身分証明書コピー
 - タイ人の場合はタイ国民身分証明書 (ID カード) コピーとタイ住居登録証の住所面と氏名記載面のコピー
 - 外国籍の場合はパスポートの顔写真ページコピー、有効期限のある滞在許可ページコピー、
タイに就労している場合は、有効期限のある労働許可証(ワークパーミット)のページコピーを提出すること

9. 職業を証明する、以下該当する項目の全ての書類

9.1 会社員

- 在職証明書 原本 もしくは現在の雇用主からの推薦状 原本
(英文であり、会社の住所や連絡先を含むレターヘッド入りの用紙であること)
- 会社登記簿謄本 原本 (発行から3か月以内のもの)

9.2 会社経営者

- 会社登記簿謄本 原本 (発行から3か月以内のもの)
- 確定申告書のコピーおよび納税証明書

9.3 自営業 (デジタルノマド/フリーランス等)

- 営業許可書 (ある場合)
- 企業等との業務委託契約書
- これまでの業績や成果を示す作品集 (ポートフォリオ)
- 確定申告書のコピーおよび納税証明書

10. ムエタイやタイ料理を学ぶコースやクラスを長期で受ける場合や、スポーツトレーニング、セミナー、メディカルトリートメント、ミュージックフェスティバルに長期で参加する場合は、受け入れ先 (組織、学校、医療機関など) からの招聘状 (アポイントメントレター等)

DTVビザ保有者の配偶者・子どもがDTVビザを申請する場合は、以下の書類

◆ 配偶者の場合 (年齢制限はないが、外国籍の場合は永住権を持つ者に限る)

A) 上記の1-8番が必要書類とDTVビザ保有者のDTVビザページのコピー (同時申請は認めません)

※ 英文の銀行残高証明書原本は、DTVビザ保持者名義でも使用可。

B) 申請者と配偶者の家族関係を証明する公的書類

- 日本国籍の場合は戸籍謄本の原本 (発行から3か月以内のもの)
- 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、婚姻証明書コピーと英文翻訳文及び3か月以内に発行された住民票原本

◆ 20歳未満の子どもの場合 (外国籍の場合は永住権を持つ者に限る)

A) 上記の1-8番が必要書類とDTVビザ保持者のDTVビザページのコピー (同時申請は認めません)

※ 申請者名義の英文の銀行残高証明書原本は、DTVビザ保持者名義の残高証明書でも使用可。

B) 申請者と配偶者の家族関係を証明する公的書類

- 日本国籍の場合は戸籍謄本の原本 (発行から3か月以内のもの)
- 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、出生証明書コピーと英文翻訳文及び3か月以内に発行された住民票原本

日本国籍以外の申請者の追加書類

11. 在留カードの裏表コピー (申請時に原本を提示すること)

- 有効期限が3か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

12. 以下の一覧表に記載がある国籍のみビザ申請書と証明写真（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ナイジェリア国籍の申請者は、*The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA)*発行の *Clearance Certificate* の提出が必要。

また、ナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。

上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。

ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。